

Grace Choir 会員規約

第1条 本会は”Grace Choir”（グレイス・クワイヤ）と称し、事務局を会長宅に置く。

ただし、会長が市外居住者の場合は、副会長または会計宅とする。

第2条 本会は、次にことを目的とする。

- 1 ゴスペル音楽を通じて、歌う喜びを分かち合う。
- 2 ゴスペルを歌唱力の基礎から勉強する。
- 3 音楽活動を通じて会員相互の親睦を図る。
- 4 音楽活動を通じて地域社会に貢献する。
- 5 音楽活動を通じて他団体との交流を深める。

第3条 本会は、ゴスペル音楽を愛好する会員によって構成する。

第4条 本会への入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し会長に提出する。

第5条 入会に際しては性別、年齢、経験を問わない。ただし、未成年者は保護者の承諾を必要とする。

第6条 会員は、会費を納入する義務ならびに本会の決定事項に服するものとする。

第7条-1

本会の会費は、①入会金1,000円②月会費3,000円とし、会の運営上必要な場合、臨時会費を徴収することができる。

第7条-2

本会は、見学初回のみ無料とし、以降練習1回につき2,000円をビジター料金とし、徴収する。

また、イベントへの会員外の参加についても、1イベントにつき上記ビジター料金を徴収するものとする。

ただし、当会主催イベントでない催事について発生する費用については別途負担とする。

第8条 月会費は、毎月第2練習日に翌月分を集金するものとし、一度納入した会費は、いかなる理由があっても返還はしない。また、会費の前納はこれを拒まない。

第9条 本会は、以下の役員を置き、会の円滑化を図る。

- 1 会 長 (1名)

- 2 副会長 (1名)
- 3 運営 (1名以上)
- 4 広報 (1名)
- 5 総務 (1名以上)
- 6 会計 (2名以内)
- 7 会計監査 (1名)

その他、会の運営に必要と認める場合、別途役員を置く

ことができる。

第10条 役員任期は1年間とする。ただし、再任は防げない。

第11条 毎年1回定期総会を開催し、以下の事項を決議する。

- 1 活動報告および決算
- 2 活動計画及び予算
- 3 役員改選
- 4 その他、本会の活動及び運営に関する重要事項

第12条 定期総会は、会長が招集し、原則として4月の第1練習日とする。

第13条 総会の開催には、会員の過半数の出席を必要とする。ただし、全員参加を基本とする。

第14条 会長は必要に応じて臨時総会を招集できる。また、会員の過半数の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第15条 総会での決議は会員の過半数の賛成による。

第16条 役員会は必要に応じて、会長が招集する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終了とする。

第18条 やむなく休会または、退会する場合はその旨を所定の用紙に記入し会長に提出する。

第19条-1 休会は、3か月以上1年未満とし、それ以上の休会については退会として扱うものとする。

なお、休会期間中の会費の納入は必要ない。

第19条-2 3か月無断欠席した場合、退会として扱うものとする。

第20条 一度退会した者が再度入会する場合、役員会の承認を必要とする。また、入会金は免除される。

第21条 本会は、政治、宗教、営利にかかわる活動はこれをしてしない。

第22条 会に問題が生じた場合、全会員の協力を持って解決を図る。

第23条 規約改正を行う場合、総会において会員の過半数の承認を必要とする。

附則

この規約は、2003年4月24日より施行する。

2004年4月8日 一部改正

2005年4月7日 一部改正

2012年5月24日 一部改正

2013年4月18日 一部改正